

証券コード7091  
2022年6月13日

株 主 各 位

北海道札幌市中央区南二条西20丁目291番地  
株式会社リビングプラットフォーム  
代表取締役 金 子 洋 文

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会を開催することと致しますが、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前の議決権行使を頂き、皆様の健康状態にかかわらず、当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2022年6月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送頂くことにより、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日の様様につきましては、後日インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.living-platform.com>) に掲載する予定です。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング  
TKP新橋カンファレンスセンター 14階 ホール14C  
本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数には限りがございます。そのため、当日ご来場頂いても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 【報告事項】

1. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 【決議事項】

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件           |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件                      |
| 第4号議案 | 取締役に対するストック・オプション報酬額及びその内容決定の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎第11期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款により、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及びインターネット上の当社ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

（株主様へのお願い）

新型コロナウイルス感染症対策として、本年の株主総会においては以下の対応を取らせていただきます。株主の皆様には大変なご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいようお願い申し上げます。

●感染拡大防止のため、当日の会場へのご来場は、極力お控えください。

●会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合があります。

●ご入場の際は検温、消毒およびマスク着用にご協力をお願いいたします。株主様に発熱や咳等の症状が認められた場合、ご入場をお断りいたします。また、会場内においても同様の症状が認められた場合は、ご退場いただくことがあります。

●その他議事の時間を短くする等、株主の皆様が会場に滞在する時間を短縮するための運営を取らせていただきます。

●株主様におかれましては、事前に本招集通知及び当社ホームページに掲載しております2022年3月期決算説明資料にお目通し頂きますようお願い申し上げます。

（注）上記については、2022年5月13日時点の内容となります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

#### 1. 提案の理由

現在生じている、繰越利益剰余金の欠損を補填して財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を高めることを目的として、資本準備金の額の減少と剰余金の処分を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

具体的には会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を補填いたします。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数は変更いたしませんので、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

#### 2. 減少する資本準備金の額

資本準備金の額909,007,085円のうち、393,253,476円を減少して515,753,609円とし、減少する資本準備金の額的全額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金の額の減少と、その他資本剰余金の増加の効力発生を条件として、以下のとおりその他資本剰余金を減少させて繰越利益剰余金に振り替えます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 393,253,476円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 393,253,476円

#### 4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年6月28日（予定）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 【条文省略】	第1条～第14条 【現行通り】
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第16条～第43条 【条文省略】	第16条～第43条 【現行通り】

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役浅川弘樹氏は、本株主総会終結の時をもって辞任により退任致します。

つきましては、監査役1名を補欠として選任することをお願いするものであります。なお、監査役候補者角野里奈氏は監査役浅川弘樹氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
スミノリナ 角野 里奈 (1980年3月12日生)	2003年4月 2007年7月 2011年7月 2013年6月 2018年6月 2018年10月 2018年10月 2020年1月 2020年9月 2020年9月 2021年6月 2021年9月 2022年6月	中央青山監査法人 入所 PwCアドバイザリー株式会社 (現:PwCアドバイザリー合同会社) 転籍 株式会社KPMG FAS 入社 株式会社リクルートホールディングス 入社 八面六臂株式会社 監査役 就任 (現任) 角野里奈公認会計士事務所 開業 株式会社ACCESSO 代表取締役 (現任) インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員 就任 (現任) 株式会社エスクリ 監査役 就任 株式会社サウンドファン 監査役 就任 (現任) 株式会社エスクリ 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 株式会社Linc'well 監査役 就任 (現任) ニフティライフスタイル株式会社 監査役 就任 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 角野里奈氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 角野里奈氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、コーポレートガバナンスやコンプライアンスをより一層強化するため適切な助言、提言をしていただけるものと判断しているためであります。
4. 候補者が原案どおり選任された場合、当社は、候補者との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月30日開催の当社第6期定時株主総会において、年額2億円以内としてご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を下記のとおり割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、当社の取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。なお、現在の当社の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。各取締役への支給時期及び配分については、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

### 記

#### 新株予約権の具体的な内容及び数の上限

##### （1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数は、取締役につき11,000個を上限とする。

##### （2）新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。なお、有利発行には該当しない。

##### （3）新株予約権の内容

###### ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式を目的とし、本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数は1株とする。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調

整を行う。

## ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記①に定める本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の前日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）とし、1円未満の端数は切り上げます。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、行使価格の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

## ③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。なお、日付の記載が租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たしていない場合には、租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たす日付に新株予約権を行使することができる期間を修正するものとする。

## ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額）を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

## ⑤ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質入れ及び一切の処分をすることができない。

## ⑥ 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合

イ 当社または子会社（その発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくはは出資の総数若しくは総額の100分の50を超える数若しくは金額の株式若しくはは出資を直接若しくは間接に保有する関係にある法人をいう。以下同様とす



る。)の取締役または従業員でなくなった場合

⑦ 新株予約権の行使の条件

ア 権利行使時において、当社または子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

イ 本新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権の相続は認められない。

ウ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（但し、法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額とする。）を上回らない範囲であること。

エ 本新株予約権の行使による株式の交付は、当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものとする。

オ 本新株予約権の行使により取得する株式につき、金融商品取引業者又は金融機関（租税特別措置法施行令第19条の3第6項で定めるものに限る。）との間であらかじめ締結される、本新株予約権の行使により交付される当社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理、及び処分に係る信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決め（租税特別措置法施行令第19条の3第7項で定める要件を満たすものに限る。）に従い、租税特別措置法施行令第19条の3第8項で定めるところにより、当該取得後ただちに、当社を通じて、金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は営業所若しくは事務所に保管の委託又は管理等信託がされることを要する。

カ 本新株予約権の行使をする際、行使をする者、(ア)に掲げる事項を誓約し、かつ、(イ)に掲げる事項を記載した書面を提出することを要する。

(ア) 権利者が、本新株予約権に係る付与決議の日において大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないこと。

(イ) 以下に掲げる事項

- ・本新株予約権の行使の日の属する年における当該権利者の他の新株予約権の行使の有無
- ・他の行使があった場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
- ・当該書面を提出する者の氏名、住所及び個人番号
- ・その行使をする本新株予約権に係る付与決議があった年月日

- ・その行使をする本新株予約権に係る新株予約権割当契約において定められている事項のうち、本新株予約権に係る株式の種類、数及び一株当たりの権利行使価額
- ・新株予約権の行使により振替又は交付を受けようとする株式の数
- ・提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に本新株予約権の行使をしたことがある場合には、その既にした本新株予約権の行使に係る株式の数及び権利行使価額並びにその行使年月日
- ・提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に他の新株予約権の行使をしたことがある場合には、当該他の新株予約権に係る付与決議のあった株式会社の名称及び本店の所在地並びにその既にした当該他の新株予約権の行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
- ・その他参考となるべき事項

#### ⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

ア 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により新設する株式会社

イ 吸収合併

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

ウ 株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

エ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

#### ⑨ 新株予約権を行使した場合に1株に満たない端数が生じた場合の処理

本新株予約権を行使した者に対して交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (4) 割当日

別途取締役会が定める日とする。

#### (5) その他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況から、感染対策の徹底やワクチン接種の進行、各種政策の効果などにより、緩やかながらも回復の動きがみられる一方、ウクライナ情勢に起因する世界的な経済活動の停滞が懸念され、資源・原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱などにより、先行きの見通しにも強い不透明感が生じています。当社グループでは、従前から危機管理マニュアル等を整備し、インフルエンザやノロウイルス等に対する感染症対策を実施してまいりましたが、昨今の新型コロナウイルスの全国的な感染拡大状況に鑑み、さらなる感染症対策の強化を図っており、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組を継続してまいります。当社グループを取り巻く環境として、主力事業である介護事業においては、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が2020年には28.8%に上昇し、団塊の世代が75歳以上となる2025年には「超高齢社会」に直面していくことは周知の状況となっており、医療・介護・年金を含めた社会保障制度全体の再構築が急がれております。少子高齢化の進行を背景に、介護サービスに対するニーズが拡大する一方、深刻化する人手不足への対応や介護人材の確保・育成が経営課題となっております。

このような環境のもと、当社グループは対処すべき課題として、①特定技能制度及び技能実習制度による外国人雇用、新卒採用、特例子会社の活用による多様な人材の確保、②社内研修プログラムの拡充による人材教育強化、③セールスアンドリースバックによる資産圧縮、リファイナンスを含む借入金の最適化による資産効率の向上、④業務改善による全体最適化、⑤積極的なM&Aを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度において、M&Aによる事業承継7事業所、事業譲受1事業所、新規施設11事業所の開設を行ない、当社グループ連結業績は、売上高11,625,387千円（前年同期比127.3%）、営業利益491,237千円（同222.9%）、経常利益581,235千円（同239.6%）、税金等調整前当期純利益598,774千円（同453.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益407,963千円（同717.0%）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は824百万円（無形固定資産を含み、リース資産を除く）であります。これは、主に事業の拡大を目的とした介護施設の新規開設等に係る設備投資が645百万円、保育所の新規開設等に係る設備投資が163百万円によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において金融機関より長期借入金として1,402百万円、短期借入金として420百万円の資金調達を行いました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2022年2月1日をもって、有限会社アートアシストより高齢者グループホーム1施設を連結子会社である株式会社リビングプラットフォームケアに譲受け致しました。

## (6) 対処すべき課題

### ① 法的規制

当社グループは、事業活動を行う上で、介護保険法、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、老人福祉法、高齢者住まい法、地域保健法、食品衛生法、消防法等様々な法規制の適用を受けております。これら法令等を遵守するためにコンプライアンス体制の構築が求められており、当社グループでは施設及び事業所運営における法令遵守の徹底、業務上の業務管理体制及び内部牽制機能の強化に努めております。

当社では内部監査室に加え、法令遵守に関する主管部門としてコンプライアンス室を置き、各部門における法令・諸規則等の遵守状況の調査、指導、相談等を行っております。さらに、コンプライアンスに関する重要な業務の執行等を決定するため、当社代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を置き、当該会議での審議結果を取締役に報告しております。

### ② 多様な人材の確保及び定着化

今後の事業拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保及び定着化は重要な課題の一つとして認識しております。また、持続的な成長のためには多種多様な視点・価値観が必要であることを認識し、社内における人材の多様性の確保や働き方改革を進めていくことが必要であると考えております。

当社グループでは、有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、

四半期での能力・資格・経験等に応じた処遇面の見直しや、福利厚生の実等により、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めているだけでなく、処遇面については、他社を含めたエリア毎の平均給与を上回る金額になるよう四半期毎に見直しを行っております。また、人材の多様性の確保については、各種施策を積極的に推進し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めております。

具体的には、定年の70歳への引き上げや無資格未経験者であっても、自信とやりがいを持って働き続けられる環境を整えるため、2016年度より、当社グループにおいて、介護職員初任者研修及び国家資格である介護福祉士取得のための実務者研修を神奈川県、北海道にて開講し、現在は東京にも広がっております。そして、当社グループ従業員については、原則、無料で受講できる取り組みを進めております。また、2022年2月より技能実習生を、2022年4月より特定技能外国人の受入を開始し、人材の国際化を推進しています。

今後におきましては、従業員個々人のキャリア構築、ワークライフバランスを推進するとともに、外国人や女性、障がい者の雇用を促進し、性別、国籍、障がいの有無を問わず多様な人材の育成・確保に努めてまいります。

### ③ 新型コロナウイルスの感染拡大防止

当社グループで運営する介護事業・障がい者支援事業では、厚生労働省から発布されている「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」に従い『持ち込ませない』『持ち出さない』『拡げない』を基本方針とし、感染拡大防止に取り組んでおります。また、保育事業においても、同省から発布されている「保育所における感染症対策ガイドライン改訂版」に基づき、当社子会社である株式会社ナーサリープラットフォームが策定した「衛生管理・感染症対策マニュアル」に則り、感染拡大防止に取り組んでおります。

従業員については、従来からオンラインでの会議参加が可能な体制としておりましたが、現在は出張及び事業所間の移動を最低限としている他、オフィスワークが主となる従業員についても可能な範囲でのリモートワークを推奨、ビジネスチャットの活用を推進しております。社外の方々との打ち合わせにつきましては、原則、オンライン又は電話等とし、接触機会の削減にご協力頂いております。

また、情報共有体制につきましては、各自治体から各事業所に対して、直接通知される情報は、直ちに本部へ報告するとともに全国の各事業所へ共有を行っております。また、厚生労働省等より新型コロナウイルスに関する通知がある都度、事業運営部門責任者より社内イントラネットにて情報を詳細に掲載し、各事業所と本社間の双方向での情報収集及び周知徹底を図っております。

その他、罹患者発生時の対応についても当社グループでの取り決めを策定し、迅速な対応が講じられるよう体制を構築しております。

## (7) 財産及び損益の状況（全て税抜処理）

区 分	2018年度 第 8 期	2019年度 第 9 期	2020年度 第 10 期	2021年度 (当連結会計年度) 第 11 期
売 上 高	6,627,713 千円	7,730,586 千円	9,132,535 千円	11,625,387 千円
経 常 利 益	230,734 千円	234,364 千円	242,621 千円	581,235 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	158,915 千円	104,726 千円	56,902 千円	407,963 千円
1株当たり当期純利益	118.74 円	77.73 円	12.68 円	90.93 円
総 資 産	5,821,285 千円	6,884,788 千円	8,949,439 千円	10,866,268 千円
純 資 産	408,119 千円	1,070,469 千円	1,127,371 千円	1,346,496 千円
1株当たり純資産	304.34 円	715.55 円	251.20 円	302.83 円
発 行 済 株 式 数	1,341,000 株	1,496,000 株	1,496,000 株	4,446,364 株

- (注) 1. 当社は、2021年10月1日に普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割しております。第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。なお、発行済株式数は自己株式を控除しております。
2. 当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）の改正に伴う会社計算規則（令和2年法務省令第45号）の適用に伴い、当連結会計年度の期首から適用しております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社リビングプラットフォーム東北	1,000 千円	100 %	介護事業
株式会社シルバーハイツ札幌	50,000 千円	100 %	介護事業
株式会社アルプスの社	100,000 千円	100 %	介護事業
株式会社ナーサリープラットフォーム	58,500 千円	100 %	保育事業
株式会社OSプラットフォーム	1,000 千円	100 %	給食事業 不動産賃貸業
株式会社リビングプラットフォームケア	10,000 千円	100 %	介護事業
株式会社チャレンジプラットフォーム	10,000 千円	100 %	障がい者支援事業
株式会社BSプラットフォーム	1,000 千円	100 %	障がい者支援事業
ブルー・ケア株式会社	10,000 千円	100 %	介護事業
有限会社ID・アーマン	3,000 千円	100 %	保育事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社シルバーハイツ札幌	北海道札幌市豊平 区福住3条3丁目 41番地	741,612 千円	3,056,165 千円

(9) 主要な事業内容

事業名	事業内容
介護事業	①介護付有料老人ホーム ②住宅型有料老人ホーム ③サービス付き高齢者向け住宅 ④認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ⑤居宅介護支援 ⑥通所介護(デイサービス) ⑦認知症対応型通所介護(デイサービス) ⑧短期入所者生活介護(ショートステイ) ⑨訪問介護 ⑩訪問看護 ⑪小規模多機能型居宅介護 ⑫定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑬福祉用具貸与 ⑭コンサルティング業務
障がい者支援事業	①就労継続支援B型 ②生活訓練 ③共同生活援助(グループホーム)
保育事業	①認可保育所 ②企業主導型保育所 ③認可外保育所



## (10) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

区 分	所 在 地 及 び 地 区			
事務所	グループ本部（北海道札幌市豊平区）			
	東京本部（東京都港区）			
介護事業	北海道地区 16	東北地区 9	関東地区 33	関西地区 2
障がい者支援事業	北海道地区 8	東北地区 4	関東地区 8	—
保育事業	北海道地区 3	東北地区 1	関東地区 8	関西地区 1
	沖縄地区 2	—	—	—

(注) 介護事業における事業所数は、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び短期入所者生活介護（ショートステイ）の合計数です。その他、当社グループが運営する住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設し各種介護サービス（訪問介護や訪問看護等）を提供する事業所等が2022年3月末時点で43事業所あります。

障がい者支援事業における事業所数は、共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、就労継続支援B型の合計数です。その他、共同生活援助に併設される各種障がい者支援サービス（短期入所や生活訓練等）を提供する事業所等が2022年3月末時点で4事業所あります。

保育事業における事業所数は、認可保育、企業主導型保育の合計数です。その他、認可外保育を提供する事業所等が2022年3月末時点で1事業所あります。

## (11) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

## ① 当企業集団の状況

従業員数			前連結会計年度末比			平均年齢	平均勤続年数
正社員	(非常勤)	合計	正社員	(非常勤)	合計		
927名	(1,469名)	2,396名	310名増	(214名増)	524名増	45.41歳	3.47年

## ② 当社の状況

従業員数			前事業年度末比			平均年齢	平均勤続年数
正社員	(非常勤)	合計	正社員	(非常勤)	合計		
67名	(58名)	125名	20名増	(26名増)	46名増	48.45歳	2.93年

(注) 1. 当企業集団の従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めた就業人員数であります。

2. 当企業集団の従業員数は、就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。平均非常勤雇用人員（契約社員及びパートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員（月末在籍者数を月数（12か月）で割り算出）を（括弧書）で記載しております。

(12) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	830,046 千円
株式会社新生銀行	809,770 千円
株式会社七十七銀行	672,288 千円
株式会社東日本銀行	544,031 千円
株式会社関西みらい銀行	475,431 千円
株式会社北陸銀行	389,000 千円
株式会社北洋銀行	303,231 千円
株式会社みちのく銀行	300,930 千円
株式会社京葉銀行	270,954 千円
株式会社北海道銀行	199,946 千円
株式会社りそな銀行	171,718 千円
株式会社武蔵野銀行	133,318 千円
株式会社東京スター銀行	100,000 千円
株式会社横浜銀行	48,460 千円
株式会社徳島大正銀行	34,173 千円
株式会社千葉銀行	27,507 千円
株式会社商工組合中央金庫	10,580 千円

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 15,000,000株

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は10,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 4,446,364株（自己株式43,136株を除く。）

(注) 2021年10月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行済株式の総数は2,993,000株増加しております。

(3) 株主数 1,122名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社HCA	2,436,000株	54.79%
金子洋文	894,000株	20.11%
MSIP CLIENT SECURITIES (モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	195,500株	4.40%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (野村證券株式会社)	87,200株	1.96%
神藏孝之	64,500株	1.45%
田口孝広	47,100株	1.06%
株式会社SBI証券	42,800株	0.96%
住友生命保険相互会社 (株式会社日本カストディ銀行)	40,600株	0.91%
金澤秀晃	17,100株	0.38%
77ニュービジネス投資事業有限責任組合 無限責任組合員 七十七キャピタル株式会社	15,200株	0.34%

(注) 当社は、自己株式43,136株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、2022年3月31日までに自己株式42,900株を取得致しました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	回次	行使 価額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	交付 者数
取締役 (社外取締役 を除く)	第1回	917円	2020年7月13日 ～ 2028年7月12日	21,600個	普通株式 21,600株	2名
	第2回	1,314円	2025年6月29日 ～2033年6月28日	15,000個	普通株式 15,000株	3名
社外取締役	第2回	1,314円	2025年6月29日 ～2033年6月28日	3,000個	普通株式 3,000株	2名
監査役 (社外監査役 を除く)	第1回	917円	2020年7月13日 ～ 2028年7月12日	3,000個	普通株式 3,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	回次	行使 価額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	交付 者数
従業員	第3回	1,314円	2025年6月29日 ～2033年6月28日	13,800個	普通株式 13,800株	1名

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金子洋文	代表取締役	(株)シルバーハイツ札幌 代表取締役 (株)リビングプラットフォーム東北 代表取締役 (株)OSプラットフォーム 代表取締役 (株)ナーサリープラットフォーム 代表取締役 (株)アルプスの杜 代表取締役 (株)HCA 代表取締役 (株)リビングプラットフォームケア 代表取締役 (株)チャレンジプラットフォーム 代表取締役 (株)BSプラットフォーム 代表取締役 ブルー・ケア(株) 代表取締役 (有)ID・アーマン 代表取締役
林隆祐	取締役	経営企画部兼管理部 部長 (株)ナーサリープラットフォーム 取締役 (株)シルバーハイツ札幌 取締役 (株)アルプスの杜 取締役 (株)リビングプラットフォームケア 取締役 (株)チャレンジプラットフォーム 取締役
小林伸也	取締役	運営部 部長 (株)シルバーハイツ札幌 取締役 (株)アルプスの杜 取締役 (株)リビングプラットフォームケア 取締役 (株)チャレンジプラットフォーム 取締役
田中宏明	取締役	非常勤取締役 (株)GOF 代表取締役 (株)夏目総合研究所 取締役 GOF法律事務所 弁護士 (株)エネコートテクノロジーズ 取締役 (株)IP Bridge 取締役 小林化工(株) 代表取締役
河江健史	取締役	非常勤取締役 河江健史会計事務所 代表 FYI(株) 代表取締役 シュバイツェル・インベストメント(株) 監査役 センクスス監査法人 代表社員

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松橋敏正	監査役	常勤監査役
浅川弘樹	監査役	非常勤監査役 浅川総合会計事務所 代表 ㈱ラクシキ 代表取締役
片倉秀次	監査役	非常勤監査役 JAZY総合法律事務所 代表弁護士 ㈱デジタル・ナレッジ 監査役 Siiibo証券㈱ 監査役

- (注) 1. 田中宏明及び河江健史両氏は、社外取締役であります。田中宏明氏は、弁護士としての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有するものであります。河江健史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 浅川弘樹及び片倉秀次両氏は、社外監査役であります。浅川弘樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。片倉秀次氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
3. 当社は、取締役田中宏明、河江健史、監査役浅川弘樹、片倉秀次の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	退任理由
丹野正明	2021年6月29日	当社常勤監査役 ㈱シルバーハイツ札幌 監査役	辞任

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	62,890千円	39,240千円	-	23,650千円	5名
(うち社外取締役)	(12,342千円)	(8,400千円)	(-)	(3,942千円)	(2名)
監査役	9,900千円	9,900千円	-	-	4名
(うち社外監査役)	(2,400千円)	(2,400千円)	(-)	(-)	(2名)
合計	72,790千円	49,140千円	-	23,650千円	9名
(うち社外)	(14,742千円)	(10,800千円)	(-)	(3,942千円)	(4名)

(注) 監査役の「対象となる役員の数」には、当期中の退任監査役1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として、2021年6月29日開催の取締役会決議に基づき、社外取締役を含む取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権を付与いたしました。当該新株予約権(ストックオプション)の内容は、前記3.「会社の新株予約権に関する事項」に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2017年6月30日開催の第6期定時株主総会において、取締役6名に対して、年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議しております。

取締役のストック・オプション報酬の総額は、2018年6月30日開催の第7期定時株主総会において、取締役6名に対して、年額200百万円以内と決議しております。

監査役の報酬等の総額は、2018年6月29日開催の第7期定時株主総会において、監査役3名に対して、年額30百万円以内と決議しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりです。

(1) 基本方針

当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能し、競争力のある報酬体系となるよう、各職責等を踏まえた水準とするこ

とを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬及びストック・オプションから構成されるものとする。

(2) 基本報酬

各取締役の個人別の基本報酬については、株主総会決議により承認された範囲内で、後記⑥のとおり、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的な支給額の決定を委任することとする。

代表取締役は、各取締役の報酬額について、月例の固定報酬とし、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定する。

(3) 非金銭報酬に関する決定方針

取締役に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、取締役会で決定したストック・オプション（新株予約権）を付与する。

個別の取締役に付与するストック・オプション（新株予約権）の個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定する。

(4) 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役の役職、過去の実績、世間相場、使用人給与とのバランス等を考慮した割合で代表取締役が原案を作成し、取締役会にて決定する。

(5) 報酬等を与える時期又は条件に関する決定方針

各取締役の固定報酬としての基本報酬は原則として年棒制とし、毎月の支払は年棒を12等分し、株式報酬としてのストック・オプション（新株予約権）は取締役在任中に適時支給し、その行使期間は割当日から10年とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬について、2017年6月30日開催の当社株主総会において、年額200百万円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）を上限とし、具体的な額及び配分並びに支給時期、その他の支給方法について、業績評価等を勘案しつつ各取締役の報酬を決定するには最適であることを理由として、代表取締役金子洋文氏の一任により決定する旨、決定しております。



(5) 社外役員に関する事項

①取締役 田中 宏明

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・株式会社GOFと当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社夏目綜合研究所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・GOF法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社エネコートテクノロジーズと当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社IP Bridgeと当社の間には特別な関係はありません。
- ・小林化工株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、弁護士としての法務の知見に限らず、経歴から培われた豊富な知識・経験と幅広い見識に基づき当社の経営の助言を行っておりました。

②取締役 河江 健史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・河江健史会計事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・FYI株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・シュバイツェル・インベストメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・センクスラス監査法人と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、公認会計士としての経験・識見やこれまで培ってきた豊富な危機対応経験や実績に基づき、内部管理体制に係る幅広い助言を行っておりました。

③監査役 浅川 弘樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・浅川綜合会計事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・株式会社ラクシキと当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席しました。また、監査役会には14回中14回出席し、公認会計士として豊富な経験に基づき、社外の独立した立場から当社の監査、助言を行っておりました。

#### ④監査役 片倉 秀次

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ JAZY総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・ 株式会社デジタル・ナレッジと当社の間には特別な関係はありません。
- ・ Siiibo証券株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席しました。また、監査役会には14回中14回出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場から当社の監査、助言を行ってまいりました。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証した上で、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任致します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、業務の有効性及び財務諸表の信頼性を確保するため「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、概要は以下の通りであります。(最終改定日：2019年11月14日)

#### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の職務の執行に関する法令等の適合性について、内部監査担当者による内部監査、監査役監査等の実施による確認及びその報告並びに是正措置を実施する。

コンプライアンスについては、法令遵守に関する主管部門としてコンプライアンス室を置き、コンプライアンス体制の整備・向上を図るために、全役職員を対象とした「コンプライアンス規程」を整備し、その周知・徹底に努めることとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業遂行に伴うさまざまなリスクに対して発生の防止と被害損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定める。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会」を意思決定・監督機関と位置付け設置する。

経営会議は、業務運営上の重要事項についての審議・決定、取締役会付議事項の事前協議、取締役会決議事項の事後報告等を行う。

それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。

中期事業計画は経営会議、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づく管理基本方針において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

当社の監査役及び内部監査担当部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員を置く事を求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、当該従業員を置くものとする。

配置にあたっての従業員の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、もっぱら監査役の指揮・命令に従うものとする。

監査役の職務を補助する従業員は、他部署を兼務しない。

⑨ 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

⑩ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、

または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

- ⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門等とミーティングを行う。

監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

- ⑭ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は14回、開催致しました。

- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施致しました。
- ④ コンプライアンス室は、各部門における法令・諸規則等の遵守状況の調査、指導、相談等を行い、コンプライアンスに関する重要な業務の執行等を決定するため、当社代表取締役を議長とするコンプライアンス会議を原則として毎週開催し、当会議での審議結果を取締役会に報告しております。

以 上

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,802,610</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,018,063</b>
現金及び預金	1,751,866	短期借入金	287,503
受取手形及び売掛金	1,555,354	1年内返済予定の長期借入金	1,051,301
商品及び製品	3,533	リース債務	28,170
原材料及び貯蔵品	22,519	未払金	346,038
前払費用	259,647	未払費用	558,232
その他	209,689	未払法人税等	234,905
<b>固定資産</b>	<b>7,060,043</b>	前受金	292,598
<b>有形固定資産</b>	<b>4,793,435</b>	預り金	55,447
建物及び構築物	2,272,740	賞与引当金	93,865
車両運搬具	5,140	その他	70,000
工具、器具及び備品	91,258	<b>固定負債</b>	<b>6,501,708</b>
土地	1,620,078	長期借入金	4,825,642
リース資産	508,946	長期前受金	377,129
建設仮勘定	271,883	リース債務	643,883
その他	23,387	退職給付に係る負債	198,499
<b>無形固定資産</b>	<b>1,057,692</b>	繰延税金負債	6,085
のれん	983,015	その他	450,467
ソフトウェア	18,056	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,519,771</b>
その他	56,619	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,208,915</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,353,967</b>
投資有価証券	88,837	資本金	357,757
長期貸付金	29,355	資本剰余金	1,297,257
差入保証金	743,040	利益剰余金	△221,630
長期前払費用	27,159	自己株式	△79,416
繰延税金資産	150,040	その他の包括利益累計額	△7,470
その他	193,311	その他有価証券評価差額金	△7,470
貸倒引当金	△22,828	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,346,496</b>
<b>繰延資産</b>	<b>3,614</b>		
その他	3,614		
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,866,268</b>	<b>負 債・純 資 産 合 計</b>	<b>10,866,268</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,625,387
売上原価		10,293,401
売上総利益		1,331,986
販売費及び一般管理費		840,748
営業利益		491,237
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,639	
助成金収入	405,484	
その他	42,351	450,476
営業外費用		
支払利息	117,286	
控除対象外消費税等	212,429	
貸倒引当金繰入額	22,828	
その他	7,934	360,479
経常利益		581,235
特別利益		
現金受贈益	10,757	
固定資産売却益	58,029	68,786
特別損失		
固定資産売却損	14,287	
固定資産除却損	22,140	
減損損失	14,819	51,247
税金等調整前当期純利益		598,774
法人税、住民税及び事業税	260,898	
法人税等調整額	△70,088	190,810
当期純利益		407,963
親会社株主に帰属する当期純利益		407,963



# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	357,070	1,370,569	△526,267	△74,000	1,127,371
会計方針の変更による累積的影響額			△103,326		△103,326
会計方針の変更を反映した当期首残高	357,070	1,370,569	△629,593	△74,000	1,024,045
当期変動額					
新株の発行	687	687			1,375
自己株式の取得				△79,416	△79,416
自己株式の消却		△74,000		74,000	-
親会社株主に帰属する当期純利益			407,963		407,963
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	687	△73,312	407,963	△5,416	329,921
当期末残高	357,757	1,297,257	△221,630	△79,416	1,353,967

(単位：千円)

	その他有価証券 評価差額金	純資産 合計
当期首残高		1,127,371
会計方針の変更による累積的影響額		△103,326
会計方針の変更を反映した当期首残高		1,024,045
当期変動額		
新株の発行		1,375
自己株式の取得		△79,416
自己株式の消却		-

親会社株主に帰属 する当期純利益		407,963
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	△7,470	△7,470
当期変動額合計	△7,470	322,451
当期末残高	△7,470	1,346,496

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>717,207</b>	<b>流動負債</b>	<b>674,554</b>
現金及び預金	324,453	短期借入金	150,000
売掛金	224,380	1年内返済予定の長期借入金	392,708
商品	16	未払金	53,540
貯蔵品	34	未払費用	47,776
立替金	25,141	未払法人税等	13,134
前払費用	47,112	前受金	1,072
短期貸付金	25,000	預り金	3,618
未消費税等	1,784	賞与引当金	7,954
その他	69,282	その他	4,748
<b>固定資産</b>	<b>2,338,957</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,199,266</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>252,941</b>	長期借入金	1,103,325
建物	91,665	長期未払金	32,539
構築物	190	退職給付引当金	38,839
車両運搬具	1,182	繰延税金負債	6,085
工具、器具及び備品	3,447	その他	18,476
<b>土地</b>	<b>155,386</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,873,820</b>
その他	1,067	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>335</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,182,344</b>
ソフトウェア	219	資本金	357,757
その他	116	資本剰余金	1,297,257
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,085,680</b>	資本準備金	909,007
投資有価証券	50,000	その他資本剰余金	388,250
長期貸付金	820,000	<b>利益剰余金</b>	<b>△393,253</b>
差入保証金	41,937	その他利益剰余金	△393,253
長期前払費用	11,960	繰越利益剰余金	△393,253
関係会社株式	1,161,781	<b>自己株式</b>	<b>△79,416</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,182,344</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,056,165</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,056,165</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,051,889
売上原価		502,416
売上総利益		549,473
販売費及び一般管理費		490,949
営業利益		58,524
営業外収益		
受取利息	14,959	
助成金収入	915	
その他	1,072	16,946
営業外費用		
支払利息	18,078	
控除対象外消費税等	15,223	
その他	0	33,302
経常利益		42,167
特別損失		
固定資産売却損	14,287	
関係会社株式評価損	692,574	706,862
税引前当期純損失		664,694
法人税、住民税及び事業税	14,411	
法人税等調整額	508	14,919
当期純損失		679,614

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
				その他 利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首 残高	357,070	908,319	462,250	286,360	△74,000	1,940,000
事業年度中の変動額						
新株の発行	687	687				1,375
自己株式の取得					△79,416	△79,416
自己株式の消却			△74,000		74,000	-
当期純利益				△679,614		△679,614
事業年度中の変動額合計	687	687	-	△679,614	△5,416	△757,655
当期末 残高	357,757	909,007	462,250	△393,253	△79,416	1,182,344

(単位：千円)

	純資産合計
当期首 残高	1,940,000
事業年度中の変動額	
新株の発行	1,375
自己株式の取得	△79,416
自己株式の消却	-
当期純利益	△679,614
事業年度中の変動額合計	△757,655
当期末 残高	1,182,344

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月10日

株式会社リビングプラットフォーム

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リビングプラットフォームの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リビングプラットフォーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月10日

株式会社リビングプラットフォーム

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リビングプラットフォームの2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 監査役の意見（異なる監査意見がある場合）

ありません。

## 4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

ありません。

2022年6月10日

株式会社リビングプラットフォーム 監査役会

監査役（常勤監査役） 松 橋 敏 正 ㊟

監査役（社外監査役） 浅 川 弘 樹 ㊟

監査役（社外監査役） 片 倉 秀 次 ㊟

(注) 監査役浅川弘樹及び監査役片倉秀次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 第11期定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング  
TKP新橋カンファレンスセンター 14階 ホール14C

TEL：03-5510-1351

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。)



〔最寄り駅からのご案内〕

- 都営三田線「内幸町駅」A5出口 徒歩1分
- JR山手線/京浜東北線/東海道本線/横須賀線「新橋駅」日比谷口 徒歩7分
- 東京メトロ銀座線/都営浅草線「新橋駅」8番出口 徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線/丸の内線/千代田線「霞ヶ関駅」C4出口 徒歩8分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。